

報告第11号

地方独立行政法人天王寺動物園が徴収する料金の上限の認可急施専決処分報告について

業務に関して徴収する料金の上限について、別紙申請書のとおり地方独立行政法人天王寺動物園から認可の申請があり、議会の議決を経た上で認可をする必要が生じたが、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年4月1日市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和3年5月14日

大阪市長 松井一郎

地方独立行政法人天王寺動物園が徴収する料金の上限の認可について

令和3年4月1日付けで申請のあった地方独立行政法人天王寺動物園が徴収する料金の上限については、申請のとおり認可する。

令和3年4月1日

大阪市長 松井一郎

(別紙申請書)

令和3年4月1日

大阪市長 松井 一郎 様

地方独立行政法人天王寺動物園

理事長 山中 諄 ⑩

地方独立行政法人天王寺動物園が徴収する料金の上限について（申請）

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条第1項の規定により、地方独立行政法人天王寺動物園に対し、その業務に関して徴収する料金の上限を別紙のとおり定めることについて、認可されるよう申請します。

入園料の上限額

- (1) 1人1回につき500円とする。
- (2) 1人1年につき2,000円（1人1回を単位として入園する者が、当該入園する日において、1人1年を単位とする入園にする場合は、1,500円）とする。

(参考)

#### 地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略

#### 地方独立行政法人法（抄）

(料金)

第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。